

○羽島市防犯設備設置等補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪、事故等を防止するための市民の自主的な安全活動の推進と環境の整備を行うことにより、安全で住みよい社会の実現を図るため、防犯設備の設置等（以下「補助事業」という。）を行う自治組織に対し、羽島市生活安全条例（平成10年羽島市条例第9号）第2条第1項第2号の規定に基づき市が予算の範囲内で交付する羽島市防犯設備設置等補助金（以下「補助金」という。）に関し、羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治組織 羽島市自治委員会規約（昭和37年決裁）に規定する自治区及びその下部組織並びに複数の自治区により構成されたものをいう。
- (2) 防犯設備 次号に定める防犯灯をいう。
- (3) 防犯灯 主として夜間の犯罪の発生を防止するために自治組織が設置し管理する照明灯をいう。
- (4) LED防犯灯 光源に発光ダイオードを使用した防犯灯をいう。
- (5) 従来の防犯灯 LED防犯灯以外の蛍光灯、白熱灯等を光源に使用した防犯灯をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 従来の防犯灯からLED防犯灯への取替設置に係る経費
- (2) LED防犯灯の取替設置に係る経費
- (3) LED防犯灯の新規設置に係る経費
- (4) 効率の良い防犯灯の設置のために行う既存の防犯灯の撤去に係る経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する対象経費に次の表の右欄に掲げる補助率を乗じて得た額を予算の範囲内で交付するものとし、同表の中欄に掲げる額を限度とす

る。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

区分		限度額	補助率
LED防犯灯	既設の柱に共架する場合	13,000円	2分の1
	LED防犯灯の取替設置に係る経費		
	柱を新設する場合	35,000円	2分の1
効率の良い防犯灯の設置のために行う既存の防犯灯の撤去		5,000円	2分の1

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする自治組織（以下「申請者」という。）は、防犯設備設置等補助金交付申請書（別記第1号様式）を、市の指定する日までに市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査などにより、補助金の交付に係る適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付に係る適否の決定をした場合は、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、交付しないことを決定した場合は理由を付して申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、補助金を交付すべき旨の決定をした場合は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により指令を行うものとし、補助金を交付しない旨の決定をした場合は、理由を付して補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条の規定による指令を受けた場合において、当該指令に関し、補助金の交付に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服等があるときは、申

請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更等の承認)

第9条 申請者は、補助対象の防犯設備の設置場所の変更又は補助事業の完了の期日を延期しようとするときは、羽島市防犯設備設置等事業変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に定める変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、不承認とするときは理由を付して、補助事業内容変更承認・不承認決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第10条 申請者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を行わなければならない。

- 2 申請者は、その交付された補助金を他の目的又は用途へ使用してはならない。

(補助事業の実施報告及び請求)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、市長が指定する期日までに補助事業実施報告書兼請求書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 防犯設備の種別及び1基あたりの設置費用が確認できる書類（領収書、明細書、見積明細書等）の写し

(3) 防犯設備の設置前及び設置後の写真

(調査及び是正措置)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、指定する期日までに適合させるための措置をとるべきことを当該申請者に対して命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の調査等により適当と認めたものについて、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により確定を通知した日から30日以内に、確定した額を交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が補助金を他の目的又は用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第7条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第17条 申請者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則 (令和3年11月30日告示第314号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月13日告示第273号)

この告示は、令和4年12月13日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第61号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第61号)

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 1 2 日告示第 3 0 号）